

## 法律ネットワーク

## SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

## 株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊  
税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

## 👉 マイナンバー対策は進んでいますか？

積極的に勉強会に参加していますが、行政から提供される情報の内容が法制度の説明がメインになっている印象があり、具体的に何をやったら良いのかが見えてこないというのが正直な感想です。そこでマイナンバー制度《申請・交付スケジュール》を時系列に明示しながら確認してみます。

まず会社のマイナンバー担当者を選任します。担当者は個人番号が本人に間違いないことを確認する者で適任者（総務で給与、社会保険手続き担当者など）を選びます。

次に**重要なお知らせ**（住所の届出は正しく行われていますか？）を、会社のマイナンバー担当者から社員各自に連絡させます。【内容は裏面参考】

## 👉 マイナンバー（個人番号カード）取得の順序 / 実施：平成28年1月より

① マイナンバーの**通知カード**は、今年10月に住民票に記載のある住所へ世帯ごとに**簡易書留郵便**で送られてきます。

早くて10月中旬、11月にずれ込む場合もあります。（国民全員に送るので！）

② **通知カード**と一緒に個人番号カードの**申請書類**と**返信用封筒**が送られてきます。

③ 個人番号カードの申請書類に**写真**を貼って返信用封筒で返送。電子申請も可能で、その場合の顔写真はスマートフォン等で撮影した画像でも申請も可能です。

④ 返送後、来年1月以降には**はがき**で連絡がきます。**はがき**とマイナンバーの**通知カード**を持参して市役所等で**個人番号カード**を受け取ります。

⑤ 受け取る際、パスワードの設定が必要「**4ケタの数字**」「**6ケタ以上の英数字の組み合わせ**」事前準備して行くのがベターです。

⑥ 受取はご自身で、**運転免許証等**を持参しましょう！

※1人当たり結構時間がかかるみたいです、発行手数料は無料です。

個人番号カードを受け取ったらマイナンバー担当者へ提示ください。

## 👉 就業規則の改定は必要

社員の労働条件に関係してくる部分では、就業規則の変更が必要になります。

① 採用時の提出書類に「個人番号カードの提示」を追加すること。

② 従業員はマイナンバーの身元確認のため、「身分証明書を提示するなど、会社に協力しなければならないこと。

③ 「個人番号の利用目的」を以下の範囲とすること。

- ・給与所得・退職所得の源泉徴収票の作成事務
- ・雇用保険届出事務

裏面へ続く

- ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
  - ・健康保険・厚生年金保険届出事務
  - ・国民年金の第3号被保険者の届出事務
- ④ 「個人情報保護」の条文にマイナンバーについての規定も追加すること。
- ⑤ 懲戒の自由に「故意または重過失によるマイナンバーの漏洩・流失」を追加すること。
- ⑥ その他の事項については別箇「個人情報保護規定を定める」旨の委任規定を設けること。

## 重要なお知らせ

住所の届出は正しく行われていますか？マイナンバー通知書が10月からお手元に届きます。

平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されます。制度開始に先立って10月から皆様のお手元に「マイナンバー通知カード及びマイナンバーカード申請書」が住民票に記載のある住所へ郵送されます。

この機会に届出の確認を行ってください。今、お住まいの市区町村に住民票を異動していない方は速やかに異動手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。



株式会社事務サポート

経理課マイナンバー担当

鈴木太郎



7月9日付の新聞に『遺言控除』で相続トラブル防止 自民特命委が新設要望への見出しを読まれた方も多いと思います。自民党の「家族の絆を守る匿名委員会」が打ち出した「**遺言控除**」と呼ばれる仕組みです。亡くなった人が生前に遺言書を作成していて、かつ、遺言書に基づいて相続を行えば、かかってくる相続税について**一定の優遇**が受けられるというものです。遺言書の作成の有無が条件になるという点で、かつてなかったタイプの減税措置だといえるでしょう。この制度が導入されるかどうかはまだ分かりませんが「**家族の絆を守る遺言書の書き方**」のセミナーを開催し、遺言書の普及活動をしている私達としては参加者が増えると嬉しいのですが。毎月第2土曜日の午後無料遺言書セミナーを横浜駅西口5分で開設していますので皆様のご参加をお待ちしています。

045-785-7410 円満相続協会青木（電話予約をお願いします。）